

# 平成 17 年度 都市税制改正に関する意見

平成 16 年 8 月

全 国 市 長 会

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」においては、三位一体改革の一環として、平成18年度までに、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施し、その際、応益性や偏在度の縮小といった観点を踏まえ、個人住民税所得割の税率をフラット化する方向で検討を行い、あわせて国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行うことと明記された。

今後、自主自立の分権型地域社会を実現し、住民との協働の下に自己決定と自己責任に基づく施策を実施していくためには、安定的な税財源の確保が必要であり、税制改正や予算編成過程において基幹税による本格的な税源移譲を基軸とした三位一体改革を早期に具体化することが最も重要である。

三位一体改革の初年度である平成16年度の政府予算においては、暫定措置ではあるが所得譲与税が創設され、本格的な税源移譲に向けて一步前進したところであるが国の財政再建が優先され、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税等の大幅な削減が先行し、地方財政に大きな打撃を与え地方自治体の予算編成に大きな混乱をもたらした。

地方自治体は現下の危機的な財政状況の下、福祉、教育、環境対策、都市基盤整備等、数多くの課題に直面しており、人件費の抑制、経費の削減、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組みつつ、住民福祉の向上のため懸命の努力をしているところである。

国においてはこのような認識の下に、平成17年度の税制改正において、地方自治体の意見を十分反映しつつ、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤が確立されるよう、下記事項につき必要な措置を講じるよう要請する。

## 1 三位一体改革による本格的な税源移譲の早期具体化

地方分権をより一層推進するに当たり、自主・自立できる地方行財政基盤を構築するためには、国から地方への基幹税による本格的な税源移譲の早期具体化が必要である。

### (1) 税源移譲は国庫補助負担金改革と一体的に検討

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」が閣議決定され、平成 17 年度及び平成 18 年度に 3 兆円程度の国庫補助負担金改革を行い、あわせて平成 18 年度までに概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指すことと明記されたが、具体的な改革の工程表が示されていない。

今後、地方自治体の行財政運営に混乱を招かないためにも、補助金改革、税源移譲、地方交付税の議論を早期にスタートさせ、地方財政の見通しについて、年末の予算決着の時期ではなく、出来るだけ早い時期に明らかにするとともに、三位一体改革の全体像及び年度別内容・規模などの工程表を早急に提示し、地方六団体と協議すること。

### (2) 確実な税源移譲

国・地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、基幹税による本格的な税源移譲を実施し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築することが必要である。そのため、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、所得税から個人住民税への税源移譲（個人住民税の 10% の比例税率化）、消費税の 1.5% 分相当額の地方消費税への移譲、揮発油税の一部の地方譲与税化など抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実強化を図ること。

## 2 都市税源の充実強化

### (1) 個人住民税の充実確保について

市町村の基幹税目である個人住民税は、これにより地域社会の費用を住民が広く応能・応益負担している税であり、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえて、市町村への配分の充実を図ること。

個人住民税均等割については、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率を当面 3 倍程度引き上げること。

生命保険料控除及び損害保険料控除については、その創設目的に鑑み廃止を含めた見直しを行うこと。また、配偶者控除など人的控除などについても課税の公平・中立・簡素などの観点から見直しを行うこと。

個人所得課税の基幹税としての機能を回復する等のため、所得税において定率減税を廃止・縮減する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

個人住民税の徴収率の向上を図るため、都道府県が特例として行う個人住民税の徴収及び滞納処分に係る要件緩和など、個人住民税徴収対策としての制度改正を行うこと。

個人住民税の徴収効率の向上及び高齢者に係る納税の利便性の向上に資するため、公的年金等からの特別徴収制度を創設すること。

### (2) 法人住民税の充実確保について

法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分割合を充実すること。

法人住民税均等割の税率を引き上げること。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入することとされているため、国庫納付金の多寡によって法人住

民税の税収に大幅な変動を来たすなどの問題があるので、これらについて抜本的な見直しを行い、安定した税収入を確保できるように措置すること。

### (3) 固定資産税の安定的確保等について

固定資産税は、都市の財政を支える基幹税目である。

都市自治体の固定資産税は、平成 15 年度の評価替えにより過去最大の減収が見込まれるうえ、平成 16 年度においても、地価の下落等により、評価替年度の減収を回復することが期待できない等、大変厳しい財政状況に追い込まれていることから、現行制度を堅持し、その安定的確保を図ること。

土地の負担水準について、課税の公平性の観点から、速やかに均衡化が図られるような措置を導入すること。

固定資産税に係る評価・課税制度について、納税者がより理解しやすい仕組みにするとともに、税務事務の円滑化に資するよう更に配慮すること。

### (4) 事業所税の充実強化について

事業所税は、都市環境の整備及び改善のための目的税であり、まさに都市再生のための事業に充てる貴重な財源であることから、その充実強化を図ること。

### (5) 軽自動車税の充実改善について

軽自動車税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることや自動車税との負担の均衡を考慮し、税率を引き上げること。

なお、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いため、徴税効率及び課税事務の向上のための課税制度見直しを早急に行うこと。

(6) 特別土地保有税の徴収猶予制度の見直しについて

特別土地保有税については、平成 15 年度から新規課税が停止されたところであるが、多額の徴収猶予が残っている現状を踏まえ、これらの早期処理が可能となるように、徴収猶予期間及び納税義務の免除要件等の見直しを行うこと。

(7) 市町村道路財源の充実強化について

市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比し依然として低い状況に鑑み、市町村道路財源の充実強化を図ること。

(8) 航空機燃料譲与税の充実について

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が増大していることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

(9) 非課税措置等の整理合理化について

地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、引き続き見直しを行うこと。

また、国税における租税特別措置についても、引き続き見直しを行い、地方税収を確保すること。

(10) 政令指定都市等に対する税制上の措置について

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられており、地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等実態に

即した税制上の特例措置を設けること。

(11) 県費負担教職員制度の見直しに当たっての財源措置  
について

政令指定都市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の道府県から政令指定都市への移管に当たっては、義務教育費国庫負担金の改革全体の議論と一体を進めるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等包括的な権限移譲を前提として、所要全額について、道府県からの税源移譲により措置すること。

(12) 温暖化対策税制の導入について

温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、税収の一部を地方の財源とする等適切な措置を講ずること。

(13) 地方税における電子化の推進について

地方税の電子申告システムは、地方公共団体が主体となって構築していくが、引き続き、システム構築、費用等について、円滑な導入及び安定的運営が図られるよう、国の協力体制を維持すること。

社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データについては、紙により提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータ提供については、電磁的記録媒体により行うこととする。

(14) 税制の簡素化及び税務事務の効率化等について

都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしてい

くため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務事務の効率化を図ること。

また、引き続き、徴税の充実強化等の観点から、国・都道府県の税務行政運営上の協力体制を充実すること。